

☆ 視覚障がいのある子どもの教育的ニーズの整理② ～特別な指導内容～

視覚障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『②特別な指導内容』について、「障害のある子供のための教育支援の手引」から、義務教育段階にかかわる部分について一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」本編をご参照ください。



視覚障がいのある子どもに対する特別な指導内容

ア 保有する視機能の活用と向上を図ること

発達段階に応じて、眼の構造や働き、自己の視力や視野などの状態について十分な理解を図ることが必要である。その上で、保有する視機能を維持及び効果的に活用する必要がある。そのため、学習中の姿勢に留意したり、危険な場面での対処方法を学んだり、両眼で物を追視したりするなどして、視機能の発達を適切に促すことができるように指導することが大切である。

イ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

事物・事象の全体像を捉え、必要な情報を抽出して、的確な概念を形成することが難しい。そこで、子供が触覚や保有する視覚などを用い、対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を観察することで、概念を形成できるようにするとともに、それらの概念を日常の学習や生活と結び付けて考えたり、活用したりすることができるように指導することが大切である。

ウ 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

小さな文字や地図などの細部、ホームの案内表示など遠くのものを読み取ることが難しいことがある。そこで、遠用・近用などの各種の弱視レンズなどの視覚補助具、地図や資料を拡大するために、タブレット型端末などを効果的に活用できるように指導することが大切である。

エ 状況に応じたコミュニケーションに関すること

視覚的な情報の入手に困難があることから、場に応じた話題の選択や、部屋の広さや状況に応じた声の大きさの調節、話し方などに課題が見られることが少なくない。こうした場合、例えば、相手の声の様子や握手をした際の手の感覚から相手の体格や年齢などを推測して話を進めたり、声の響き方から部屋の広さや相手との距離を判断して声の出し方を調節したりするなど、場や状況に応じた話し方を身に付ける指導を行う必要がある。

オ 身体の移動能力に関すること

発達段階に応じて、伝い歩きやガイド歩行、他者に援助を依頼する方法などを身に付けて安全に目的地まで行けるように指導することが重要である。また、見えにくい子供の場合は、保有する視覚を十分に活用したり、視覚補助具を適切に使ったりできる力を付けることも必要である。

上記ア～オは、代表的な例になるため、子どもの実態によっては、上記以外の特別な指導内容も考えられることに留意することが大切です。



その子に最も適切な教育を提供するために、必要となる「特別な指導内容」を把握しましょう。